

事務連絡
令和2年12月25日

北海道
東北
関東信越
東海北陸
近畿
中国四国
九州

厚生局健康福祉部医事課長 殿

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室長

押印の廃止に伴う医療観察法に係る様式等の改正について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こと（※注）とされており、押印を求める行政手続きについて、押印の廃止を行う等の見直しが行われています。

このため、医療観察法に係る各様式等につきましても、様式中の「印」の標記を削る等所要の改正を行うことといたしますので、貴職に置かれましては、別添を参考に適切に対応方御配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、様式中に「印」等の標記がないものの、慣行で押印がなされている書面につきましても、改めて押印不要である旨関係者に対して周知徹底願います。

（※注）：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されています。

別添

第1 「印」等が予め標記されている様式

(例)

- ・医療機関等の指定に係る書面
- ・指定医療機関等の変更に係る書面
- ・指定医療機関等の辞退に係る書面 等

第2 「印」等の標記がないものの、慣行で押印がなされている様式

(例)

- ・入院対象者の死亡に関する届出
- ・他の医療施設への入院時における届出
- ・他の医療施設への入院後、退院させる場合における届出 等

第3 経過措置等

1. この事務連絡による改正前のそれぞれの事務連絡等で定める様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この事務連絡による改正後のそれぞれの事務連絡等で定める様式によるものとみなします。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる改正等により、これを取り繕って使用することができることとします。

障企発 1225 第 1 号
障障発 1225 第 1 号
障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課 長
障 害 福 祉 課 長
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長

押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、当職から発せられた通知により定めている様式等においても、様式中の「㊤」を削る等、所要の改正を行うことといたしました。

については、改正後の様式等について下記のとおりとしますので、御了知の上、管内市町村（特別区含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

また、当部所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「㊤」を削る。

1. 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」（平成 8 年 3 月 21 日付け健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）様式 1 から様式 3 - 2、様式 5 から様式 8 まで
2. 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年 1 月 24 日障

精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式

3. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 別紙 2 及び別紙 3

第 2 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「印」を削る。

1. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)様式 5、様式 12 から様式 20 まで
2. 「応急入院指定病院の指定等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 23 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 様式 1
3. 「指定自立支援医療機関の指定について」(平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 別紙 1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定要領様式 1 - (1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 1 - (2) 及び別紙 1、様式 1 - (3)、様式 2 - (1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 2 - (2) 及び別紙 1、様式 2 - (3)、様式 3 - (1)、様式 3 - (2) 並びに様式 3 - (3) 並びに別紙 2 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定要領様式 1 - (1) 及び別紙、様式 1 - (2) 及び別紙、様式 1 - (3)、様式 2 - (1) 及び別紙、様式 2 - (2) 及び別紙、様式 2 - (3) 並びに様式 3 - (1) から様式 3 - (3) まで
4. 「特定病院の認定等について」(平成 18 年 9 月 29 日障精発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式 1
5. 「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 別紙様式 2 - 1
6. 「就労定着支援の円滑な実施について」(平成 30 年 7 月 30 日障障発 0730 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 様式 1 及び様式 2
7. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 様式 4 から様式 6 まで
8. 「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」(令和 2 年 4 月 1 日障精発 0401 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 別添、様式 11 から様式 13 まで

第 3 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」等の改正

1. 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」（平成5年6月22日児障発第42号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知）別紙様式を別添1のように改める。
2. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）を別添2のように改める。
3. 「応急入院指定病院の指定等について」（平成12年3月30日障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）様式2を別添3のように改める。
4. 「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日障障発0921001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）様式例を別添4のように改める。
5. 「特定病院の認定等について」（平成18年9月29日障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）様式2を別添5のように改める。
6. 「「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の一部改正について」（平成24年3月30日障障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙1（開始時）、別紙1（終了時）、別紙2及び別紙4を別添6から別添9までのように改める。
7. 「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙様式1を別添10のように改める。
8. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」（令和元年6月28日障企発0628第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）別紙7及び別紙8を別添11及び別添12のように改める。

第4 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。